

## 基山町火葬場運営検討調査業務委託仕様書

### 1. 業務名

基山町火葬場運営検討調査業務委託

### 2. 業務の目的

本業務は、基山町の火葬場の今後の運営方法を検討するため、現地建替え・非現地建替え・近隣自治体との広域運営のいずれかが本町の火葬場管理運営において最適な事業手法であるかを検討調査するものである。

### 3. 業務の履行期間

契約締結日の翌日から令和8年3月31日（火）まで

### 4. 業務内容

事業手法の検討調査

現地建替え、非現地建替え、近隣自治体との広域運営の調査検討内容を定量的評価（費用など数値で測れるもの）や定性的評価（実現性、課題解決度など）などに関する情報を整理し、基山町の火葬場運営事業に適した事業手法を総合的に評価する。

### 5. 火葬場を建設する場合の概要

#### （1）現地建替え

##### ①建設地

基山町葬祭公園（基山町大字園部字駄置4493番地）周辺

##### ②建設手法

現火葬施設を稼働しながら建て替える。

##### ③施設整備の敷地面積等

敷地面積、延床面積及び高さ等については、人口規模などを参考に他自治体で運営されている同程度の施設とする。

##### ④火葬炉設備

前室付き火葬炉2基、予備1基分のスペースを確保する。

排気は1炉1系統で、高効率な集塵設備を設置する。

##### ⑤建物構造

建物構造は不燃材料で、火葬部門は、待合部門と隔離され、天井は4m以上の高さを確保する。また、遺骨を扱う収骨室を整備する。

待合部門は、遺族が待つ待合ホール・室などで構成され、落ち着きのある木質系内装や自然光を取り入れた快適で静寂な空間を整備する。

##### ⑥階数

町民が利用する部分はバリアフリー、平屋建てを基本とする。

⑦高さ

建築基準法における建築物の高さとする。

⑧アクセス道路

既存道路（町道駄置線）を部分的に改良し利用する。また、二方向避難経路を確保するため、新設道路を検討する。

（2）非現地建替え

①建設地

基山町地内

②建設手法

造成・新火葬施設を建設する。

③施設整備の敷地面積等

敷地面積、延床面積及び高さ等については、人口規模などを参考に他自治体で運営されている同程度の施設とする。

④火葬炉設備

前室付き火葬炉2基、予備1基分のスペースを確保する。

排気は1炉1系統で、高効率な集塵設備を設置する。

⑤建物構造

建物構造は不燃材料で、火葬部門は、待合部門と隔離され、天井は4m以上の高さを確保する。また、遺骨を扱う収骨室を整備する。

待合部門は、遺族が待つ待合ホール・室などで構成され、落ち着きのある木質系内装や自然光を取り入れた快適で静寂な空間を整備する。

⑥階数

町民が利用する部分はバリアフリー、平屋建てを基本とする。

⑦高さ

建築基準法における建築物の高さとする。

⑧アクセス道路

既存道路を改良し利用する。また、二方向避難経路を確保するため、新設道路を検討する。

## 6. 近隣自治体との広域運営

近隣自治体の火葬場は、鳥栖市の鳥栖市斎場、小郡市の河北苑、筑紫野市の筑慈苑が設置されている。

各自治体の火葬場の運営状況を調査及び今後の維持管理費等を調査し、最適な共同運営施設を調査検討する。

## 7. 体制

受注者は、本業務の遂行にあたり、関係法令、契約書及び本仕様書を遵守するとともに、発注者の意図及び目的を十分に理解した上で、発注者からの連絡等に即日対応することができる体制を整える。

## 8. 提出書類

受注者は次の書類を提出すること。

### (1) 着手時

- ・業務計画書

本業務を実施するにあたり業務の目的・主旨を把握し、次の事項を記載する。

- ①業務概要
- ②実施方針
- ③業務工程
- ④実施体制

### (2) 履行期間中

- ・打合せ記録簿
- ・指示協議書
- ・貸与品等借用（返納）書

### (3) 完了時

- ・業務完了届
- ・調査完了届
- ・成果品写真

## 9. 成果品等

受注者は、本業務の成果品として、次の書類等を作成し、納品することを基準とする。

### (1) 成果品

成果品名	媒体及び数量	納期限
業務計画書	製本判 1部	契約締結後、速やかに
成果報告書	製本判 1部 電子データ 1部	令和8年3月31日
成果報告書概要版	製本判 2部 電子データ 1部	令和8年3月31日
業務で作成又は引用した資料及びその他業務で発注者から求めがあった資料一式	電子データ 1部	令和8年3月31日

### (2) 製本

A4判縦 1部

### (3) 電子データ

- ・容易に複写できるよう「Microsoft Office」で利用可能な保存形式としたファイルと、それぞれのPDFファイル（検索を可能とすること。）とする。
- ・わかりやすいよう分類等でフォルダを構成して保存し、すべてのデータがどのように保存されているか分かるよう一覧表を作成し添付する。
- ・CD-R、DVD-R又はUSBメモリーに記録して提出する。
- ・電子データは、ウイルスチェック等を行ない、その結果を併せて提出する。

### (4) 納品先

基山町まちづくり課環境対策室生活環境係

### (5) その他

発注者が必要と認めた場合は、納期によらず、適宜必要なデータ等を提供する。

## 10. 支払い条件

受注者は、すべての業務完了後に、委託料の支払いを請求できる。

受注者は、この報告があったときは、速やかに業務に係る検査を行い、当該検査により業務完了を確認する。

また、支払い請求を受けた日から30日以内に委託料を支払う。

## 11. 再委託

発注者は、業務の一部について再委託を行なうことができる。ただし、業務の主たる部分（工程管理、事業手法の総合評価、発注者との打ち合わせ等）を再委託するこ

とは認めない。

なお、再委託を行う場合は、業務範囲及び選考する協力企業について発注者に事前に書面により通知し承認を得ること。その場合は、発注者は、再委託先に本契約に基づく一切の義務を遵守させるものとする。

## 12. その他

### (1) 協議等

受注者は、発注者と連携を密にして業務を遂行するものとし、対面での打合せを基本とするが、連携を密にするためZOOM等を活用した打合せも行う。また、打合せ・協議等の際は、議事録を作成し、速やかに発注者に提出する。

契約書及び仕様書に定めがない場合、または疑義が生じた場合は、その都度、発注者と受託者の協議により定める。

### (2) 資料の貸与

本業務を遂行する上で必要な関係資料等の収集や調査、データ整理等は原則として受託者が行うものとするが、発注者が保有する以下の書類及びデータを貸与するほか、必要な関係資料等を可能な限り貸与する。なお、貸与された関係資料等については使用後、速やかに返還しなければならない。

### (3) 文献等の明記

本業務を遂行する上で、文献その他資料を引用した場合、その文献等を明記しなければならない。また、データ等の算出に使用した手法や要領についても明記することとする。

### (4) 成果品等の権利

成果品の所有権、著作権は発注者に帰属するものとする。また、本業務により得られた成果品、試料、情報等は、発注者の許可なく他に公表、貸与、使用、複写、漏洩等をしてはならない。

### (5) 個人情報等の取扱い

受託者は、業務上知り得た個人情報等の秘密を他人に漏らしてはならない。業務終了後においても同様とする。